

豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、中小企業者等の事業活動に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、買い物困難者の支援に資する事業の実施に必要な経費に対して補助金を交付することにより、豊田市の買い物環境の維持・向上を図り、持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者、市内商工会、NPO法人及びその他市長が特別に認めた者をいう。

(2) 山村地域

藤岡地区、小原地区、足助地区、下山地区、旭地区及び稲武地区をいう。

(3) 移動販売

自動車などで商品を運び、常設の店舗以外で販売を行うもの。なお、イベントなどに合わせて出店するキッチンカーは含まない。

(4) 買い物代行サービス

依頼者に代わって自社商品以外の商品を購入し、依頼者に届けるもの。

(5) 無人販売

主に食料品や日用品の販売において、認証技術やセンサー、カメラ、セルフレジなどを導入することによって、会計に従業員を要しない形態をいう。

(6) 宅配サービス

主に食料品や日用品など自社で販売する商品を依頼者に配送することをいう。

(事業内容及び補助額)

第4条 この要綱に基づき補助金を交付する事業の内容、補助事業者、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 補助対象経費の合計額が10万円に満たない事業であるもの。

(2) 国、愛知県及びその他の機関から補助金等の交付を受けている又は受けようとしている事業であるもの。

(3) 事業を実施するうえで、法令に抵触する恐れのあるもの。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的としたもの。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業等にあたるもの。

（買い物困難者支援事業 3 か年計画書の提出）

第 5 条 補助金の交付を希望する者は、市長が別に定める期日までに、豊田市買い物困難者支援事業 3 か年計画書（様式第 1 号）（以下「3 か年計画書」という。）を市長に提出し、計画の認定を受けなければならない。

2 前項の 3 か年計画書は 3 か年の計画とし、計画の延長を希望する者は、再度計画の認定を受けなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、補助金の交付を希望する者は、あいち電子申請・届出システム（平成 16 年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができる。

（3 か年計画書の認定）

第 6 条 市長は、前条の 3 か年計画書の提出があったときは、認定審査会により認定の可否を決定し、買い物困難者支援事業 3 か年計画認定結果通知書（様式第 2 号（その 1 又はその 2））により、補助事業者はその結果を通知するものとする。

（3 か年計画書の変更）

第 7 条 前条の規定により 3 か年計画書の認定を受けた者は、当該事業 3 か年計画を変更しようとするときは、あらかじめ豊田市買い物困難者支援事業変更 3 か年計画書（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める変更については、この限りではない。

(1) 経費の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の 20 パーセント以内のもの。

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

（買い物困難者支援事業変更 3 か年計画書の認定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を買い物困難者支援事業変更 3 か年計画認定結果通知書（様式第 4 号（その 1 又はその 2））により、補助事業者はその結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更 3 か年計画書が提出されたときは、認定審査会に意見を聞くことができるものとする。

（交付の申請）

第 9 条 第 6 条の規定による認定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、別に市長が定める期日までに、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場

合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができる。

（交付の決定）

- 第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定し、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。
- 4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。
- 5 第1項の交付決定は、同一補助事業者に対し、同一年度当たり1回限りとする。

（事業実施期間）

- 第11条 補助事業の実施は、前条第1項に規定する交付決定の日以降とし、事業完了は、当該年度の3月31日までとする。
- 2 ただし、前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する交付決定の日以前であって、当該年度の4月1日以降に実施された事業に要した経費については、第9条に規定する申請書に記載されている事業との同一性を確認することが可能であって、市長が適当と認める場合には、これを補助対象事業とすることができる。
- 3 補助事業者が前項に規定する承認を受けようとするときは、第9条に規定する交付申請に併せて豊田市買い物困難者支援事業費補助金事業承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、豊田市買い物困難者支援事業費補助金事業承認結果通知書（様式第8号）により、補助事業者にその結果を通知するものとする。

（交付の除外要件）

- 第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないことができる。
- （1）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」とい

う。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。))がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。))がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 豊田市税を滞納しているとき。

(補助事業の取下げ)

第13条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の申請はなかったものとみなす。

(計画変更)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、あらかじめ市長に豊田市買い物困難者支援事業費補助金変更承認申請書(様式第9号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の目的の達成に影響のない変更で、交付決定金額を上回らない場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、提出することができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、変更内容を審査し、第10条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第15条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市買い物困難者支援事業費補助金変更決定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、交付決定された補助事業が完了(廃止及び中止を含む。以下「完

了等」という。)したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市買い物困難者支援事業費補助金実績報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、あいち電子申請・届出システム(平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則)により、提出することができる。

(額の確定及び交付)

第17条 市長は、前条に定める実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市買い物困難者支援事業費補助金確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

(帳簿等の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿等は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存し、市長の要求があったときは、直ちに閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を取得し、又は効用の増加した年度から5年間(総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する処分の制限の期間が5年間よりも長期の場合にあっては、当該期間)は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

(検査)

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について虚偽、その他不正な行為があったとき。
- (5) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

- (6) 第12条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (7) 第19条の規定に反したとき。
- (8) その他市長が補助金の運用を不適当と認めたとき。

(委任)

第22条 この要綱で用いる様式及び添付書類並びにこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

補助事業の内容	山村地域で実施する事業で、かつ、事業実施予定地区を担当する商工会から推薦を受けた以下の事業。 ①移動販売 ②買い物代行サービス ③無人販売 ④宅配サービス
補助事業者	1 年以上事業を営む中小企業者等及び市内商工会
補助対象経費	補助事業にかかる以下の経費 ①燃料費 ②車両維持費 ③委託費 ④備品購入費 ⑤システム使用料 ⑥広告宣伝費 ⑦手数料 ⑧賃借料 ⑨改装費 ⑩人件費
補助率 (限度額)	50%以内（1,500 千円） ※ 3 か年計画認定 1 年目かつ補助事業で使用する車両を導入する場合は、車両導入費用に対して 1,500 千円（補助率 50%以内）まで補助額を上乗せすることができる。ただし、過去に当該補助金（旧豊田市山村地域貢献事業応援補助金を含む）の交付を受けた補助事業者については、その限りではない。

※各項目についての運用は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

豊田市買い物困難者支援事業 3 か年計画書

豊 田 市 長 様

住 所

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） －

豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり提出します。

記

事業名	
計画期間	年度から 年度まで（3 か年計画）
事業の実施場所	住所：

<添付書類>

- （１）申請者の概要（様式第 1 号－２）
- （２）役員名簿（様式第 1 号－３）
- （３）補助事業推薦書兼確認書（様式第 1 号－４）

(1) 経営計画

1. 経営理念
2. 自社や自社の提供する商品・サービス・人材・資本の強み ※既存事業について
3. 今後の展望と将来ビジョン

(2) 地域特性とニーズ

1. 事業実施地域の買い物環境と課題
2. 地域のニーズ

(3) 買い物困難者支援の事業内容

1. 事業の内容
☐ 移動販売 ☐ 買い物代行サービス ☐ 無人販売 ☐ 宅配サービス
2. 具体的な取り組み内容（取扱商品、サービス、運行計画など）
3. 期待される効果

4. 収支計画（当該事業に係る収入と支出を記載）

収入

項目	(円)
売上高	
販売手数料	
合計	

支出

項目	(円)
燃料費	
車両維持費（メンテナンス費用等）	
委託費（配達委託等）	
備品購入費（台車等）	
システム使用料（決済システム等）	
広告宣伝費（新聞折込等）	
手数料（振込手数料等）	
賃借料（車両リース料等）	
改装費（車両改装当）	
人件費（補助事業に直接従事する者）	
その他	
合計	

5. 事業費と損益の見込み

	年度（1年目）	年度（2年目）	年度（3年目）
事業費	円	円	円
損益	円	円	円

6. 改善点及び新たな取り組み ※継続事業の場合に記入

(4) 事業の評価

1. 成果の指標
2. 目標値
3. 評価・効果検証方法

(5) 商業アドバイザー派遣

1. 利用の有無
(有・無)
2. 助言内容 ※利用有りの場合のみ

様式第 1 号 - 2 (第 5 条関係)

申請者の概要

屋号 (個人の場合) 又は 法人名 (法人の場合)	
代表者名 (役職・氏名)	
自宅住所 (個人の場合) 又は 本店所在地 (法人の場合)	
担当者名	
電話番号 / F A X 番号	
法人番号 ※ 1 3 桁 (法人の場合)	
メールアドレス	
創業年月日	
業種・主な事業内容	
資本金の額 (法人のみ)	
常時使用する従業員数	

様式第 1 号 - 3 (第 5 条関係)

役 員 名 簿

(法人名)

役職名	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

この役員は、暴力団員又は暴力団関係者ではないことに相違ありません

注意 ・ 役員全員を記載すること。(代表者を含む)
・ 役員を置かない場合は、その団体の構成員とする。

様式第 1 号－ 4 （第 5 条関係）

年 月 日

豊 田 市 長 様

補助事業推薦書兼確認書

住所

屋号

氏名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

- ☐ 上記の者が提出しようとする、豊田市買い物困難者支援事業 3 か年計画書に記載の事業は、当商工会地域が抱える買い物環境の課題解消に資すると認められますので、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱の別表 1 に掲げる買い物困難者支援事業として、推薦します。推薦理由は以下のとおりです。

推 薦 理 由	
---------	--

- ☐ 1 年以上事業を実施していることを確認しました。

推薦団体名：



様式第 2 号 (その 1) (第 6 条関係)

豊商観発第 号

住 所
名 称
代表者役職・氏名

様

豊田市買い物困難者支援事業 3 か年計画 認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった買い物困難者支援事業 3 か年計画書については、審査の結果、認定することに決定しましたので、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長

記

1 事業の名称

2 そ の 他

- ①この通知は、補助金の交付決定を意味するものではありません。
- ②補助金の交付を受けるには、市長が別に定める期日までに補助金交付申請書の提出が必要です。
- ③事業が計画のとおり実施できない場合や申請等に偽りがあった場合は、補助金の交付ができないことがあります。

様式第 2 号（その 2）（第 6 条関係）

豊商観発第 号

住 所
名 称
代表者役職・氏名

様

豊田市買い物困難者支援事業 3 か年計画 認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった買い物困難者支援事業 3 か年計画書については、審査の結果、下記の理由により認定することができませんでしたので、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長

記

1 事業の名称

2 理 由

様式第 3 号（第 7 条関係）

豊田市買い物困難者支援事業変更 3 か年計画書

豊 田 市 長 様

住 所

屋 号

氏 名

(法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名)

電 話 番 号 () -

年 月 日付け豊商観発 号で認定結果通知のありました事業計画について、下記のとおり計画を変更したいので、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

事業名	
計画期間	年度から 年度まで（3 か年計画）
事業の実施場所	住所：

変更の理由

<添付書類>

- (1) 申請者の概要（様式第 1 号 - 2）
- (2) 役員名簿（様式第 1 号 - 3）
- (3) 補助事業推薦書兼確認書（様式第 1 号 - 4）

(1) 経営計画

1. 経営理念
2. 自社や自社の提供する商品・サービス・人材・資本の強み ※既存事業について
3. 今後の展望と将来ビジョン

(2) 地域特性とニーズ

1. 事業実施地域の買い物環境と課題
2. 地域のニーズ

(3) 買い物困難者支援の事業内容

1. 事業の内容
☐ 移動販売 ☐ 買い物代行サービス ☐ 無人販売 ☐ 宅配サービス
2. 具体的な取り組み内容（取扱商品、サービス、運行計画など）
3. 期待される効果

4. 収支計画（当該事業に係る収入と支出を記載）

収入

項目	(円)
売上高	
販売手数料	
合計	

支出

項目	(円)
燃料費	
車両維持費（メンテナンス費用等）	
委託費（配達委託等）	
備品購入費（台車等）	
システム使用料（決済システム等）	
広告宣伝費（新聞折込等）	
手数料（振込手数料等）	
賃借料（車両リース料等）	
改装費（車両改装当）	
人件費（補助事業に直接従事する者）	
その他	
合計	

5. 事業費と損益の見込み

	年度（1年目）	年度（2年目）	年度（3年目）
事業費	円	円	円
損益	円	円	円

6. 改善点及び新たな取り組み ※継続事業の場合に記入

--

(4) 事業の評価

1. 成果の指標
2. 目標値
3. 評価・効果検証方法

(5) 商業アドバイザー派遣

1. 利用の有無
(有・無)
2. 助言内容 ※利用有りの場合のみ

様式第 4 号（その 1）（第 8 条関係）

豊商観発第 号

住 所
 名 称
 代表者役職・氏名

様

豊田市買い物困難者支援事業変更 3 か年計画 認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった買い物困難者支援事業変更 3 か年計画書については、審査の結果、認定することに決定しましたので、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長

記

1 事業の名称

2 そ の 他

- ①この通知は、補助金の交付決定を意味するものではありません。
- ②補助金の交付を受けるには、市長が別に定める期日までに補助金交付申請書の提出が必要です。
- ③事業が計画のとおり実施できない場合や申請等に偽りがあった場合は、補助金の交付ができないことがあります。

様式第 4 号（その 2）（第 8 条関係）

豊商観発第 号

住 所
名 称
代表者役職・氏名

様

豊田市買い物困難者支援事業変更 3 か年計画 認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった買い物困難者支援事業変更 3 か年計画書については、審査の結果、下記の理由により認定することができませんでしたので、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長

記

1 事業の名称

2 理 由

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） -

豊田市買い物困難者支援事業費補助金 交付申請書

豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。なお、補助申請をする事業は、国、愛知県及びその他の機関から補助金等の交付を受けている又は受けようとしている事業との重複はありません。

記

事業名	
補助金申請額	金 円

■ 補助対象経費に係る書類の管理について、以下の内容に同意・誓約してください。

内容	同意・誓約欄 (☐チェックしてください。)
豊田市税を滞納していません。	☐
本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	☐

＜添付書類＞

- (1) 事業計画書（様式第 5 号－2）
- (2) 事業経費明細書（様式第 5 号－3）
- (3) 申請者の概要（様式第 5 号－4）
- (4) 役員名簿（様式第 5 号－5）※法人のみ
- (5) 登記簿謄本（法人）又は住民票（個人）※ 3 か月以内に発行されたものに限る
- (6) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類 ※法人のみ
- (7) 1 年以上の事業実績が確認できる書類
- (8) 見積書、仕様書、図面、カタログ、配置図など補助対象経費がわかる書類

様式第5号－2（第9条関係）

事業計画書

（１）補助事業の内容

1. 事業名
2. 事業実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日 ※年度内
3. 事業実施場所
住所：
4. 事業の内容
☐ 移動販売 ☐ 買い物代行サービス ☐ 無人販売 ☐ 宅配サービス
5. 具体的な取り組み内容（取扱商品、サービス、販売計画など）
6. 期待される効果
7. 収支計画（当該事業に係る収入と支出を記載）

（２）事業の評価

1. 成果の指標
2. 目標値
3. 評価・効果検証方法

様式第 5 号－3（第 9 条関係）

事業経費明細書

単位（円）

補助対象経費名	内訳	予算額（税抜）
（1）補助対象経費合計		
（2）補助金申請額合計 ※補助率50%		

※補助対象経費名には、「①燃料費」から「⑩人件費」までの各費目を記入してください。

以下、3 か年計画認定 1 年目かつ補助事業で使用する車両を導入する場合

補助対象経費名	内訳	予算額（税抜）
（1）補助対象経費合計		
（2）補助金申請額合計 ※補助率50%		

様式第 5 号 - 4 (第 9 条関係)

申請者の概要

屋号 (個人の場合) 又は 法人名 (法人の場合)	
代表者名 (役職・氏名)	
自宅住所 (個人の場合) 又は 本店所在地 (法人の場合)	
担当者名	
電話番号／FAX 番号	
法人番号 ※ 13 桁 (法人の場合)	
メールアドレス	
創業年月日	
業種・主な事業内容	
資本金の額 (法人のみ)	
常時使用する従業員数	

様式第 5 号 - 5 (第 9 条関係)

役 員 名 簿

(法人名)

役職名	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

この役員は、暴力団員又は暴力団関係者ではないことに相違ありません

注意 ・ 役員全員を記載すること。（代表者を含む）
・ 役員を置かない場合は、その団体の構成員とする。

様式第 6 号（第 10 条関係）

豊商観発第 号

住 所
 名 称
 代表者役職・氏名 様

豊田市買い物困難者支援事業費補助金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業について、豊田市補助金等交付規則
 第 5 条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

記

1 補助金の額 金 円

備考 (補助条件等)	
---------------	--

様式第 7 号（第 11 条関係）

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） -

豊田市買い物困難者支援事業費補助金 事業承認申請書

年度豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付申請にあたり、補助金交付決定前に事業に着手したため、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱第 11 条 3 項の規定により、事業の同一性を確認し、補助対象事業として承認いただきたく申請します。

なお、交付決定前に着手した事業に関して、補助対象事業とならなかった場合においても異議の申し立てを行いません。

記

1. 事業名
2. 交付決定前に実施した事業に要した補助対象経費
金 円

〈添付書類〉

（１）事業内容等説明書（様式第 7 号－２）

（２）領収書、請求書、見積書など補助対象経費がわかる書類

事業内容等説明書

1. 事業名
2. 事業着手日
3. 交付決定前に事業に着手した理由
4. 交付決定前に実施した事業内容
5. 交付決定前に実施した事業に要した経費

様式第 8 号（第 11 条関係）

豊商観発第 号

住 所
 名 称
 代表者役職・氏名

様

豊田市買い物困難者支援事業費補助金 事業承認結果通知書

年 月 日付けで申請のありました事業について、豊田市買い物困難者支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により、審査の結果を下記のとおり通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 結果
- 2 その他

備考	
----	--

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） -

豊田市買い物困難者支援事業費補助金 変更承認申請書

年 月 日付け豊商観発 号で交付決定通知のありました事業について、下記のとおり事業計画を変更（廃止・中止）したいので、豊田市補助金等交付規則第8条の規定により承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 _____ 円

2 変更の理由

.....

.....

.....

<添付書類>

- （1）変更事業計画書（様式第9号－2）
- （2）変更事業経費明細書（様式第9号－3）
- （3）変更内容の分かる資料（交付申請時の添付資料で変更となったもの等）

様式第9号－2（第14条関係）

変更事業計画書

（1）補助事業の内容

1. 事業名
2. 事業実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日 ※年度内
3. 事業実施場所
住所：
4. 事業の内容
☐ 移動販売 ☐ 買い物代行サービス ☐ 無人販売 ☐ 宅配サービス
5. 具体的な取り組み内容（取扱商品、サービス、販売計画など）
6. 期待される効果
7. 収支計画（当該事業に係る収入と支出を記載）

（2）事業の評価

1. 成果の指標
2. 目標値
3. 評価・効果検証方法

様式第 9 号 - 3 (第 1 4 条関係)

変更事業経費明細書

単位 (円)

補助対象経費名	内訳	予算額 (税抜)	
		当初	変更
(1) 補助対象経費合計			
(2) 補助金申請額合計 ※補助率50%			

※補助対象経費名には、「①燃料費」から「⑩人件費」までの各費目を記入してください。

以下、3 か年計画認定 1 年目かつ補助事業で使用する車両を導入する場合

補助対象経費名	内訳	予算額 (税抜)	
		当初	変更
(1) 補助対象経費合計			
(2) 補助金申請額合計 ※補助率50%			

様式第 10 号（第 15 条関係）

豊商観発第 号

住 所
 名 称
 代表者役職・氏名 様

豊田市買い物困難者支援事業費補助金 変更決定通知書

年 月 日付け豊商観発第 号で通知した補助金の交付決定を下記のとおり変更しましたので、豊田市補助金等交付規則第 9 条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長

記

1 補助金の額 金 円

備考 (補助条件等)	
---------------	--

様式第 11 号（第 16 条関係）

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所

屋 号

氏 名

（法人の場合は、所在地、法人名及び役職名・代表者名）

電 話 番 号 （ ） -

豊田市買い物困難者支援事業費補助金 実績報告書

年 月 日付豊商観発第 号で補助金の交付決定を受けた事業を完了
（廃止・中止）したので、豊田市補助金等交付規則第 10 条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

補助事業の区分（事業名） _____

<添付書類>

- （１）事業実績書（様式第 11 号－２）
- （２）事業経費実績書（様式第 11 号－３）
- （３）補助対象経費の支払い等を証明する書類（領収書等）の写し
※領収書等の原本に補助金名、申請日を記入し、その写しをご提出ください。
- （４）事業実施状況が分かる写真

様式第 1 1 号－2（第 1 6 条関係）

事業実績書

（1）補助事業の内容

2. 事業実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日 ※年度内
3. 事業実施場所
住所：
5. 具体的な取り組み内容（取扱商品、サービス、販売計画など）
7. 収支実績（当該事業に係る収入と支出を記載）

（2）事業の評価

1. 成果の指標（交付申請時に記載したもの）
2. 目標値（交付申請時に記載したもの）
3. 評価・効果検証

様式第 11 号 - 3 (第 16 条関係)

事業経費実績書

単位 (円)

補助対象経費名	内訳	予算額 (税抜)
(1) 補助対象経費合計		
(2) 補助金申請額合計 ※補助率50%		

※補助対象経費名には、「①燃料費」から「⑩人件費」までの各費目を記入してください。

※補助対象経費の支払い等を証明する書類(領収書等)の写しを添付してください。

以下、3 か年計画認定 1 年目かつ補助事業で使用する車両を導入する場合

補助対象経費名	内訳	予算額 (税抜)
(1) 補助対象経費合計		
(2) 補助金申請額合計 ※補助率50%		

第 3 卷 第 1 号

住所 名称	
代表者役職・氏名	様

年 月 日付けで実績報告のありました事業について、豊田市補助金等交付規則第 11 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長

記

1 補助金の額 金 円